

議案第34号

町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則  
について

上記の議案を提出する。

2023年3月3日提出  
町田市教育委員会  
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、教育センターが所掌する適応指導教室の名称を改めるため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則を一部改正したい。  
なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

教育センターが所掌する適応指導教室の名称を改めるため、改正するものです。

2 改正内容

適応指導教室の名称を教育支援センターに改めます。(別表第1条関係)

3 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則（平成13年3月町田市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
学校 教育 部	略	略	学校 教育 部	略	略
	教育 セン ター	(1)～(3)略 (4) <u>教育支援センター</u> 及 びまちだJUKUに関 すること。 (5)～(8)略		教育 セン ター	(1)～(3)略 (4) <u>適応指導教室</u> 及びま ちだJUKUに関する こと。 (5)～(8)略
略	略	略	略	略	略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。